

# 日本貸金業協会の **出前講座** をご活用ください

～無料で講師を派遣いたします～

## 若年者向け出前講座

### プログラム例

- ローン・クレジットの仕組み
- 利息の計算方法
- 若年層が狙われやすい金融トラブルの事例
- 多重債務に陥らないための心構え
- 困ったときの相談先
- 家計管理

若者を狙うマルチ商法



## 高齢者向け出前講座

### プログラム例

- 高齢者が巻き込まれやすい特殊詐欺などの金融トラブルの事例
- 金融トラブルに巻き込まれないためのポイント

成年年齢の引下げ（2022年4月1日）に伴い、社会経験が乏しい18・19歳をターゲットにした消費者被害の増加が懸念されております。また、超高齢化社会を背景に、オレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害も後を絶ちません。当協会は、関係行政等との連携を深めながら中・高校生、大学生等の若年者および高齢者を対象に、金融トラブル防止のための金融経済教育に取り組んでおります。消費者の皆さまが安心して豊かな生活を送るための一助として、ぜひ当協会の出前講座をご活用ください。

若年者が巻き込まれやすい金融トラブル事例をドラマ仕立てで紹介するアニメーション動画の視聴を盛り込んだプログラムもございます。



上記のほか、消費者全般を対象に金融リテラシー講座を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

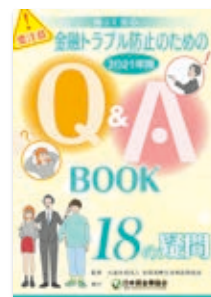
### お問合せ先

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3階  
日本貸金業協会 教育研修部 消費者啓発課



TEL **03-5739-3018**  
ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp>  
E-mail [keihatsu@j-fsa.jp](mailto:keihatsu@j-fsa.jp)  
FAX **03-5739-3027**

消費者啓発



## 啓発資料も無償で配布

当協会のホームページにてお申込みを承っております

公益財団法人消費者教育支援センター主催の「消費者教育教材資料表彰（第8回）」において優秀賞を受賞しました。

## 〈手続き方法〉

- Webによる申告
  - ◆ホームページから必要事項を入力の上送信してください。
  - ◆本人確認書類の撮影が必要です。
  - ◆送信後、申告者の方に平日の日中電話で「本人確認」をさせていただきます。
- 郵送による申告
  - ◆申告書・本人確認書類・返信用切手404円分が必要です。
  - ◆申告書が当協会に到着した後、申告者の方に平日の日中電話で「本人確認」をさせていただきます。
  - ◆申告書はホームページから取得することができます。
- 来協による申告
  - ◆最寄りの支部に本人確認書類をご準備の上お越しください。尚、事前に各支部の開所日時を必ずお電話で確認してください。
- 貸付自粛の登録内容
  - ◆氏名・性別・生年月日・住所・携帯電話番号（または自宅電話番号）・勤務先名・勤務先電話番号
- 登録の有効期間
  - ◆個人信用情報機関に登録されてから5年以内
- 登録する個人信用情報機関
  - ◆(株)日本信用情報機構
  - ◆(株)シー・アイ・シー
  - ◆全国銀行個人信用情報センター
- 撤回の制限
  - ◆当協会が個人信用情報機関に対して自粛情報の登録を依頼した日から3ヶ月間は撤回出来ません。
- 本人確認書類
  - ◆運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード（通知カードは不可）、各種健康保険証、パスポート、年金手帳、各種福祉手帳等。
  - ◆来協の場合は原本提示。郵送の場合は氏名、住所、生年月日の記載があるもののコピー（印刷が鮮明なもの）をお送りください（但し一部原本をご用意いただく場合もございます）。※いずれも有効期限内であることが必要です。
  - ◆氏名・住所・生年月日のあるもの2点必要です。詳しくはナビダイヤルまたはホームページにてご確認ください。

## 申告できるのはご本人のみです。

ご家族が手続きすることは原則できません。（ただし法定代理人等の場合を除きます）

<代理人等が申告できる場合>

- ①法定代理人（未成年者の親権者、成年後見人等）である場合。  
※自粛対象者との関係がわかる書類（戸籍全部事項証明書等）が必要です。
- ②自粛対象者が所在不明（失踪中）である場合の配偶者または親族の場合  
※自粛対象者との関係がわかる書類の他に、自粛対象者が所在不明である事が客観的な事実により証明できる書類の提示が必要です。
- ◆代理人等が申告する場合は他にも条件がありますので詳しくはナビダイヤルまたはホームページにてご確認ください。

受付時間：9:00～17:00

（土・日・祝休日・12月29日～1月4日を除く）

日本貸金業協会

検索

<https://www.j-fsa.or.jp>



貸付自粛

ご案内

# 貸金業相談・紛争解決センター

相談無料

Web申告できます！  
ギャンブル・買い物・浪費・過度の遊興費等に  
ついお金を借りすぎてしまう  
そんな方は・・・こちらより➡



貸付自粛



0570-051-051

無料

## 貸付自粛制度

### 〈貸付自粛制度とは〉

- ◎ご本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、自らを自粛対象者とする旨を当協会に対して申告していただきます。  
※自粛対象者とは、ご本人が貸金業者に対し金銭の貸付けを求めもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人をいいます。
- ◎当協会は、上記申告情報を個人信用情報機関に登録し、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して提供します。
- ◎登録手数料はかかりません。  
(郵送申告は申告書控えの返信用切手が必要)



日本貸金業協会の証であるシンボルマークが「安心・信頼の目印」として役割を果たしています。



# 「一人で悩まずに」 ご本人だけでなく、ご家族からのご相談いただけます。

## 相 談

無料

### 〈一般相談〉

「登録業者かどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金融への対処法を教えてください」などの相談を受け、適切な助言を行います。

### 〈債務相談〉

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを行います。

※契約書等の借入内容の分かる書類を用意してご連絡ください。



## 多重債務の改善や再発防止のための「生活再建支援カウンセリング」・家計の見直し

無料

### 〈生活再建支援カウンセリング〉

「借金は整理できたが家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存症（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングなどを行っています。

〈例えば〉

- ・ギャンブルがやめられない・浪費癖がある
- ・金銭感覚がない・頼みや誘いを断れない

#### 行動パターン改善

- ・依存行動の克服
- ・対人スキル改善

#### 家族への心理的支援

- ・本人に対する不安の軽減
- ・本人との関わり方の改善

#### 家計の健全性回復

- ・家計収支改善による返済計画構築
- ・生計を維持するためのスキル習得
- ・将来の生活設計等



### 〈家計の見直し〉

家計に潜むリスクや、家計の計画的管理の向上を支援します。  
 当協会ホームページに「家計やりくりチェック」などを掲載していますのでご覧ください。

## 苦 情 処 理

無料

### 有料 紛争解決手続 (ADR)

#### 〈苦情処理〉

1. 貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の原因があった場合は、苦情としてこれを受け付けます。必要に応じ事実確認・業務の是正や改善を求めます。
2. 苦情が解決しない場合、紛争解決手続（ADR）への移行申立が可能となっています。

#### 〈紛争解決手続 (ADR)〉

紛争解決手続は、契約者等と貸金業者との間の紛争につき、指定紛争解決機関である日本貸金業協会の紛争解決委員（弁護士）が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して和解による解決を図る制度です。

■貸金業相談・紛争解決センター（直通）

**03-5739-3861**

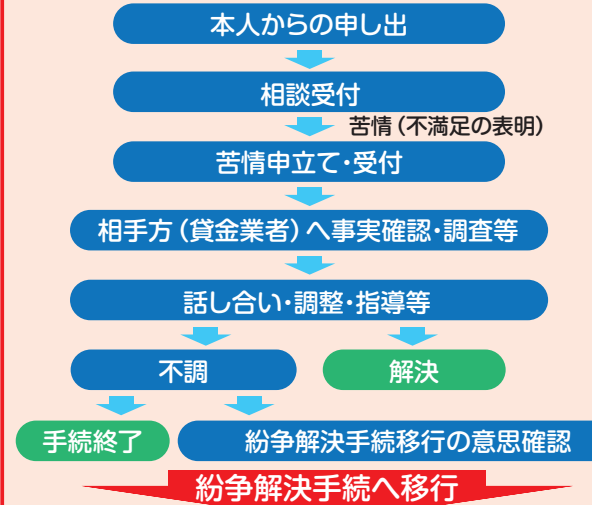
紛争解決手続の手数料（申立人が契約者等の場合）

※申立人（契約者等）と相手方（協会員等）は同額

請求の価額 (単位：万円)	手数料 (単位：円)	請求の価額 (単位：万円)	手数料 (単位：円)
100以下	2,000	2,000超 2,500以下	25,000
100超 300以下	6,000	2,500超 3,000以下	29,000
300超 500以下	8,000	3,000超 3,500以下	33,000
500超 800以下	11,000	3,500超 4,000以下	37,000
800超 1,000以下	13,000	4,000超 4,500以下	41,000
1,000超 1,500以下	17,000	4,500超 5,000以下	45,000
1,500超 2,000以下	21,000	5,000超	50,000

## 苦情処理手続のフロー

無料



## 有料 紛争解決手続 (ADR) のフロー

※申立人が支払う手数料は請求の価額に応じて変わります。左記の表をご参照ください。

